

経営革新関連保証

制度の特徴

中小企業が行う経営革新の支援を目的とした制度であり、特別枠での利用となります。

対 象 者	法第14条第1項に規定する経営革新計画を行政庁に提出し、承認を受けた法第2条第5項に規定する特定事業者であって、承認経営革新計画に従って経営革新のための事業を実施するもの（該当する特定事業者については、保証制度要綱をご参照ください）
保 証 限 度 額	2億8,000万円
保 証 期 間	運転資金 7年以内 設備資金 15年以内
据 置 期 間	運転資金 1年以内 設備資金 2年以内
金 利	金融機関所定
保 証 料	0.70% 特別小口 0.80%
担 保	必要に応じて徴求
連 帯 保 証 人	必要となる場合があります。 ただし、法人代表者以外の連帯保証人は原則不要です。